

雇用保険法施行規則の一部を改正する 省令案概要



雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 受講手当の支給日数上限の設定

公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けた場合に支給される受講手当について、40日分を限度として支給すること。

2. 通所手当の支給対象の追加

- (1) 通所手当の支給対象者として、住所又は居所から公共職業訓練等を行う施設（以下「訓練等施設」という。）までの距離が相当程度長い場合、訓練等施設に近接する宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に一時的に宿泊し、宿泊施設から訓練等施設に通所する者を追加すること。
- (2) 支給額は、
 - ① 住所又は居所から宿泊施設への移動費用（1往復分）
 - ② 宿泊施設から訓練等施設への通所費用の合計額とすること。

3. 常用就職支度手当に関する暫定措置の延長

常用就職支度手当の支給対象者に「安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって、再就職した日において40歳未満である者」を追加する暫定措置を2年間（平成26年3月31日まで）延長すること。

4. 給付日数の延長に関する暫定措置の基準の見直し

個別延長給付の支給対象となるか否かを判断する「公共職業安定所長が再就職のための支援を計画的に行う必要があると認める基準」として「特に誠実かつ熱心に求職活動を行っているにもかかわらず、所定給付日数内に就職できる見込みがない」旨を追加すること。

5. その他

- (1) 施行期日は平成24年4月1日とすること。
- (2) 施行に関し必要な経過措置を定めること。
- (3) その他所要の規定の整備を行うこと。